

倉敷市立天城小学校PTA慶弔贈与に関する内規

改正制定 昭和 52 年 5 月 10 日

最終改正 平成 16 年 4 月 23 日

- 1 この内規は、倉敷市立天城小学校PTA運営細則第9項に基づき定める。
- 2 慶事
 - (1) 教職員が婚儀の場合は結婚祝金として一金 5,000 円、同出産の場合は出産祝金として一金 3,000 円を贈与する。
- 3 弔事
 - (1) 児童死亡の場合は、弔慰金として一金 10,000 円と花環一對を供える。
 - (2) 教職員・常任委員死亡の場合は、弔慰金として一金 10,000 円と花環一對を供える。
 - (3) 教職員・常任委員と同居する 1 親等および配偶者死亡の場合は、弔慰金として一金 5,000 円と花環一對を供える。
 - (4) 前(2)を除く会員本人が死亡の場合は、弔慰金として一金 5,000 円と花環一對を供える。
 - (5) その他、会員外についても必要と認められる場合に限り、総務委員会において協議のうえ贈与することがある。
- 4 傷病見舞
 - (1) 児童が傷病のため 1 週間以上入院、または 1 ヶ月以上欠席療養の場合は、一金 3,000 円を傷病見舞金として贈与する。ただし、復帰後、6 ヶ月以内に同一傷病により入院・欠席療養を繰り返した場合は、改めて贈与しない。
 - (2) 教職員・常任委員が傷病により入院等の場合には、一金 3,000 円を傷病見舞金として贈与する。ただし、復帰後、6 ヶ月以内に同一傷病により入院等を繰り返した場合は、改めて贈与しない。
- 5 慰労
 - (1) 教職員が退職・離任の場合は、上限を 5,000 円とし、在任 1 年毎に一金 1,000 円を餞別として贈与する。ただし、在任年数は通算しない。
 - (2) 通算して、正副会長 2 年以上、もしくは常任委員 3 年以上在任した会員には、退任時に記念品料として一金 5,000 円を贈与する。ただし、贈与は 1 会員につき 1 回を限度とする。
- 6 上記以外の災害見舞・顕彰等についても、総務委員会において協議のうえ贈与することがある。
- 7 本内規による慶弔贈与についての返礼は一切不要とする。

附 則

- 1 昭和 52 年 5 月 10 日改正制定
- 2 平成 8 年 4 月 20 日改正
- 3 平成 15 年 4 月 18 日改正
- 4 平成 16 年 4 月 23 日改正